

白浜町農業委員会議事録

1. 開会日時 令和4年7月8日（金）午後1時27分
2. 閉会日時 令和4年7月8日（金）午後2時25分
3. 開催場所 白浜町富田事務所2階会議室
4. 出席委員

1番 尾崎 義治	2番 市川 博	3番 本田 勉
4番 後呂 豊	5番 栗栖 一	6番 木戸 孝
7番 鈴木 隆文	8番 藤原 久恵	9番 南 喜久治
10番 小野 真一	12番 杉谷 孫司	13番 柏木 彰文
14番 楠本 徹男		
5. 欠席委員 11番 清水 哲治
6. 事務局

局長 古守 繁行	係長 尾原 圭	主任 石川 智寛
主査 大平 真也		
7. 議事日程 開会
議事録署名委員の指名
議事

議案第21号 農地法第3条の規定による許可について	1件
議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第23号 農地法第5条の規定による許可について	4件
議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による 農用地利用集積計画の決定について	5件

その他
閉会
8. 会議の概要
局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から7月の農業委員会を開催させていただきたいと思っております。会議を始める前に現在地域おこし協力隊として活動されている2名の方から農業委員さん、最適化推進委員さんにご挨拶をしたいとの申し出がございましたので、ご紹介させていただきます。園山 リラさんと釜下 桃歌さんです。お二人より一言ずつ挨拶をお願いします。～2名挨拶～ありがとうございました。それでは、退席をさせていただきます。なお、本会終了後、一般社団法人 和歌山県農業会議 大橋 清吾事務局次長を講師に招き、農地利用最適化に向けた農業委員及び農地最適化推進委員の役割についてご講義

いただくことになっています。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしく願い致します。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきます。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは11番の清水 哲司委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、三舞地区の推進委員さんが出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。4番の後呂 豊委員と13番の柏木 彰文委員を本日の議事録署名委員に指名致します。よろしく願い致します。

4番委員 はい。
13番委員

議長 それでは、早速でございますが、議題に入らせていただきます。議案第21号 農地法第3条の規定による許可について上程致します。事務局より説明願います。

係長 はい。議案第21号 農地法第3条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積272㎡です。譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、66,729.95㎡となります。申請理由は、譲受人においては、隣接地を所有していることからアクセスがよく、耕作しやすいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、遠方に住んでおり管理が困難となったため本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などがございます。以上です。ご審議よろしく願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 小さい畑なので、お金をあげるのは難しいと思いますが、譲受人の方はやる気のある方ですので、異議ありません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第21号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について上程致します。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は1,047㎡です。譲受人は〇〇の〇〇で、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権移転を伴います住宅兼倉庫用地への転用申請です。申請理由は、譲渡人については体調不良により、休耕地となっている当該地を有効に活用する方法を考えていたため、本申請にいたしましたとのことで、譲受人については当該地付近で居住地及び倉庫を建築できる場所を探していたところ、双方で話がついたため本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、都市計画法に基づく用途地域内のため第3種農地となります。また、書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 写真ではわかりにくかったのですが、両側に水路が通っています。水路を埋めてしまえば数十万円単位の金額で工事ができそうですが、その工事だと周りの水田等に悪影響が出てしまうと思います。周りに迷惑をかけないように指導をお願いしたいと思います。きちんと指導いただけるのであれば、異議ございません。

係長 水利組合の同意をいただいておりますので、問題はないと判断しております。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第22号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第23号 農地法第5条の規定による許可について上程致します。4件ございますが、一括して事務局から説明願います。

係長

はい。議案第23号 農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。1番につきましてご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は251㎡です。譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権移転を伴います駐車場用地への転用申請です。申請理由は譲受人については当該地は水引が悪いことから耕作に不向きであり、管理していくことが困難であったため本申請に至りましたとのことで、譲受人については当該地を隣接地の駐車場と一体で利用したいと考え、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、鉄道の駅から300mの範囲内にあることから第3種農地に該当します。

続きまして、2番につきましてご説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は1,015㎡の内311㎡です。賃借人は〇〇の〇〇さんで、賃貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。賃借権の設定による工事用仮設ヤードへの転用申請で、転用期間は許可日から令和5年4月までの一時転用です。申請理由は、岡里橋の掛け替え工事のため、大型機械の作業場として当該地を一時的に利用したく、本申請に至りました。また、本申請地の農地区分は、農用地区域内農地です。農用地区域内の農地であれば、農地転用は原則不許可ですが、本申請は、一時的に工事用仮設ヤードとして利用するもので、事業が終われば原形に復旧することから、不許可の例外規定に該当しております。

続きまして、3番についてご説明いたします。議案書の8ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は32㎡です。賃借人は〇〇の〇〇さんで、賃貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。賃借権の設定による工事用仮設ヤードへの転用申請で、転用期間が許可日から令和5年4月までの一時転用です。申請理由は、岡里橋の掛け替え工事のため、大型機械の作業場として当該地を一時的に利用したく、本申請に至りました。なお、本申請は、2番と同じく、一時的に工事用仮設ヤードとして利用するもので、事業が終われば原形に復旧することから、不許可の例外規定に該当しております。

続きまして、4番につきましてご説明いたします。議案書の10ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況はともに畑、面積は232㎡です。譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権移転を伴います駐車場用地への転用申請です。申請理由は譲受人が当該地を隣接地の駐車場と一体利用したく、譲渡人については高齢となり、維持管理をすることが困難だったため、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、白浜町役場日置川事務所から300mの範囲内にあることから第3種農地に該当します。また、書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 2番、3番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 4番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 芝が植わっているようなところです。異議ございません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第23号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書の12ページをお願いいたします。集積計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は5件10筆で、面積は合計9,071㎡となっております。1番から4番が和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸付けを行う予定となっております。また、全件が使用貸借権の設定です。続きまして、詳細についてご説明いたします。まず、1番についてご説明いたします。議案書の13ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は1,455㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年8月1日から3年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さんを貸付先として予定しております。〇〇さんについては、2番についても貸付先として予定しております。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書の14ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は1,191㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年8月1日から3年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、3番についてご説明いたします。議案書の16ページをお願いいたします。申請地は〇〇他2筆で、現況地目はいずれも田、面積は合計2,691㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年8月1日から9年11か月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

続きまして、4番についてご説明いたします。議案書の18ページをお願いいたします。申請地は、〇〇他3筆で、現況地目はいずれも田、面積は合計3,060㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年8月1日から6年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

続きまして、5番についてご説明いたします。議案書の20ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況は畑、面積は674㎡です。借人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年8月1日から5年間の使用貸借権の再設定で、利用目的はシイタケ栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願ひ致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番、2番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 1番はすでに枝豆を栽培して収穫もされていきました。異議ございません。

議長 3番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 先月も同じような案件が上がっていました。豆を作るということで、異議ございません。

議長 4番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 再設定ですので異議ございません。

議長 5番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第24号につきまして、計画の決定を承認致します。以上で、予定しておりました議案は全て終了致しました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

係長 ～2023年版 農業委員会手帳の購入について～
～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について～
～白浜町内遊休農地調査及び農地利用意向調査の実施について～
事務局からは以上です。

議長 報告事項は以上でございます。他に何かご意見はございませんか。

全員 はい。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和4年8月12日（金）午後1時30分から富田事務所 2階 会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思います。いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会致します。どうもありがとうございました。

～楠本会長は、午後2時25分に閉会を宣した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。